

第5節

SECTION 5

日米安全保障体制と
関連する諸施策

1節で述べたように、わが国はこれまで、外部からの侵略に対しては、わが国の平和と安全の確保のため、日本国憲法の下、独立国として自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力の整備に努めるとともに、日米安全保障体制（日米安保体制）を基調としてこれに対処することとしてきた。

本節では、わが国の安全保障にとっての日米安保体制の今日における意義や役割とその実効性を確保し、信頼性を向上させるための諸施策について説明する。

1 日米安全保障体制の意義

わが国の第二次世界大戦後における繁栄と発展は国民の^{えいち}叡智と努力の^{たまもの}賜物であるが、それに加え、わが国が第二次世界大戦後、独立を回復するにあたって、自由と人権を尊重し、民主主義を基調とする自由主義諸国の一員としての道を選び、日米安保条約¹を締結して米国との同盟関係を選択したことによるところも大きいといえる。

冷戦終結後においても、宗教や民族などの対立に根ざす紛争やテロなどの新たな脅威が顕在化するなど、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。また、アジア太平洋地域においても朝鮮半島における軍事的対峙や各国による軍事力の拡充・近代化に加え、大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散など様々な不安定要因が存在している。さらに、米国同時多発テロ（9.11テロ）以降、国際テロリストの活動が活発化し、テロとの闘いが国際社会の焦点となっている。このような国際社会にあって、日米安保体制は次のような役割を果たしている。

日米安全保障条約にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年	「旧日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	「同条約」発効
1958(昭和33)年	藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年	(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年	佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年	(沖縄復帰)
1978(昭和53)年	「前日米防衛協力のための指針」
1996(平成8)年	「日米安全保障共同宣言」
1997(平成9)年	「日米防衛協力のための指針」

わが国の安全の確保

今日の国際社会において、自国の意思と力だけで国の平和と独立を確保しようとすれば、核兵器の使用を含む戦争から様々な態様の侵略事態、さらには軍事力による示威、恫喝^{どうかつ}といったようなものまで、あらゆる事態に対応できる^{すき}隙のない防衛態勢を構築する必要¹がある。しかしながら、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、経済的

1) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」

にも容易ではなく、何よりもわが国の政治的姿勢として適切なものとはいえない。

このため、自由と人権の尊重、民主主義といった基本的な価値観や、世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、強大な軍事力を有する米国との二国間の同盟関係を継続し、その抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせて隙のない態勢を構築し、わが国の安全を確保することとしている。

すなわち、日米安保条約では、第5条において、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することを定めている²⁾。この米国の日本防衛義務により、わが国に対する武力攻撃は、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態に陥ることを覚悟しなければならなくなる。このため、相手国はわが国に対する侵略を躊躇せざるを得ず、侵略は未然に防止されることになる。

2) 資料66 (p416) 参照

わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約に基づく日米安保体制は、単に防衛面のみならず政治、経済、社会などの日米両国の幅広い分野における友好協力関係の基礎となっている。

また、日米安保条約第6条に基づき、わが国の安全及び極東における国際的平和と安全の維持のため、わが国は施設・区域を提供し、米国はその軍隊をわが国に駐留させている³⁾。

3) 資料67 (p416) 参照

上記のような日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与や米軍の展開を確保する基盤となっている。また、米国と地域諸国との間で構築された同盟⁴⁾・友好関係とあいまって、冷戦終結後もこの地域の平和と安定の確保に重要な役割を果たしている。

4) 米国にとっての東アジア地域における条約に基づくわが国以外の同盟国には、韓国、フィリピンなどがある。

国際的な安全保障環境の改善

日米安保体制を基調とする日米協力関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に資するものである。

米国同時多発テロ以降、国際テロ活動や大量破壊兵器の拡散など新たな脅威についての国際社会の関心がより高まっているが、これらはわが国自身にとっても深刻な問題である。わが国を含む国際社会は、これらの問題に対処するため様々な取組を行っているが、日米安保体制を基調とする日米協力関係は、わが国がこのような世界的な取組を推進していく上でも重要である。

2 日米安全保障体制に関連する諸施策

日米安全保障共同宣言以後の動き

(1) 日米安全保障共同宣言

96(平成8)年4月に東京で開催された日米首脳会談では、21世紀に向けた両国の協力関係の方向性を示した「日米安全保障共同宣言」が発表された¹⁾。

1) 資料28 (p376) 参照

この日米安全保障共同宣言においては、日米安保条約を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、この地域の安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した上で、わが国防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防

2) 78(昭和53)年に作成された前指針

3) 周辺事態安全確保法のほか、日米物品役務相互提供協定を改定する協定、自衛隊法の一部を改正する法律と船舶検査活動法

なお、周辺事態安全確保法の正式名称は「周辺事態に際しわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」。船舶検査活動法の正式名称は「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」

4) 日米の安全保障に関する政策協議の場の一つ。日本は、外務大臣と防衛庁長官が、米国は、国務、国防の両長官が出席する。本章本節(p137)の図表参照

5) 本章本節3(p142)参照

6) 78(昭和53)年に作成された前指針は、日米安保条約などの目的を効果的に達成するため、日米の協力のあり方について規定したものである。

7) 資料29(p378)参照

衛協力であることなどを確認した。

また、日米同盟関係の信頼性を高める上で重要な柱となる具体的な分野での協力(政策協議、「日米防衛協力のための指針」²⁾の見直し、装備・技術分野での相互交流など)を進めていくこととした。

(2) 日米安全保障共同宣言以後の動き

日米安全保障共同宣言を踏まえ、日米両国は97(同9)年9月に新たな「日米防衛協力のための指針」(指針)を策定した。また、わが国は、指針の実効性を確保するための施策として、周辺事態安全確保法³⁾などを制定するなどの施策を講じた。これらの施策を通じ、日米間の防衛協力はより一層効果的なものとなり、日米安保体制の信頼性が一層向上した。

また、多くの面で基本的価値と利益を共にしている日米両国による協力関係は、日米安保体制の下で行われるものに限定されず、アジア太平洋地域のみならず、世界における広範な課題を対象とした協力関係である。



日米首脳会談における日米両首脳(内閣広報室)

02(同14)年12月に開催された日米安全保障協議委員会(SCC)⁴⁾(いわゆる「2+2(ツープラスツー)」会合)において、両国の役割と任務、兵力と兵力構成、地域の課題やグローバルな諸課題への対処における二国間協力、国際的な平和維持活動その他の多数国間の取組への参画、ミサイル防衛についての更なる協議と協力、在日米軍の施設・区域にかかわる諸問題解決に向けた進展といった広範な課題を日米間

で扱うこととされた⁵⁾。また、03(同15)年5月の日米首脳会談において、日米両国は国際テロや大量破壊兵器の拡散などグローバルな課題への取組について国際社会と協力しつつ連携を強化することなど「世界中の日米同盟」を強化していくことで意見が一致した。

日米防衛協力のための指針とその実効性確保のための諸施策

(1) 日米防衛協力のための指針

「日米安全保障共同宣言」を踏まえ、日米両国は、日米安保体制の信頼性の更なる向上を図るため、約20年ぶりに「日米防衛協力のための指針」(前指針)⁶⁾を見直すことを決定し、97(同9)年、「2+2」会合において、新たな「日米防衛協力のための指針」(指針)が了承された⁷⁾。その概要は、次のとおりである。

ア 指針の目的など

指針は、平素から並びにわが国に対する武力攻撃及び周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築することなどを目的としている。

指針及びその下で行われる取組は、日米同盟関係の基本的な枠組みを変更しない、わが国の憲法上の制約の範囲内で、専守防衛、非核三原則などのわが国の基本的な方針に従うなどの基本的な前提と考え方に従って実施される。

イ 指針において定められた協力事項

(ア) 平素から行う協力

両国政府は、わが国の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平素から情報交換及び政策協議、安全保障対話・防衛交流、国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動、共同作戦計画及び相互協力計画の検討、共同演習・訓練の強化、調整メカニズムの構築など様々な分野での協力を充実する。

(イ) わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など

わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素であり、両国政府は次のような協力を行う。

わが国に対する武力攻撃に際しては、自衛隊は主として防勢作戦⁸⁾を行い、米軍はこれを補完・支援するための作戦を行う。

自衛隊と米軍は、整合性を保ちつつ、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行い、航空侵攻対処、わが国周辺海域の防衛、着上陸侵攻対処などそれぞれの作戦構想により対処する。

自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃など不正規型の攻撃を、極力早期に阻止・排除するための作戦を主体的に実施する。その際、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。自衛隊と米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

8) 敵の攻勢に対し、その企画の達成を阻止する目的をもって行う作戦。攻勢作戦とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

わが国に対する武力攻撃がなされた場合の作戦構想

作戦など	自衛隊の活動	米軍の活動
わが国に対する航空侵攻に対処するための作戦	防空のための作戦を主体的に実施	自衛隊の行う作戦を支援 打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
わが国周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦	わが国の重要な港湾及び海峡の防備、わが国周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施	自衛隊の行う作戦を支援 機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
わが国に対する着上陸侵攻に対処するための作戦	わが国に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施	主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施 その際、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の作戦を支援
その他の脅威への対応	ゲリラ・コマンドウ攻撃などわが国の領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃	事態に応じて自衛隊を適切に支援
	弾道ミサイル攻撃	攻撃に対応するため密接に協力し調整 わが国に対し必要な情報を提供 必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮

(ウ) 周辺事態に際しての協力

日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交を含めあらゆる努力を払う。周辺事態⁹⁾における協力の対象となる機能・分野及び協力項目例は、次表のとおりである。

9) そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態を言う。

周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野		協力項目例	
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置	被災地への人員及び補給品の輸送 被災地における衛生、通信及び輸送 避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給	
	捜索・救難	日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換	
	非戦闘員を退避させるための活動	情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生にかかわる非戦闘員への援助	
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 情報の交換	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	補給などを目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 米航空機による自衛隊の飛行場の使用 訓練・演習区域の提供 米軍施設・区域内における事務所・宿泊所などの建設	
	後方地域	補給	自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供 米軍施設・区域内に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
	支援	整備	米航空機・船舶・車両の修理・整備 修理部品の提供 整備用資器材の一時提供
		衛生	日本国内における傷病者の治療 日本国内における傷病者の輸送 医薬品及び衛生機具の提供
		警備	米軍施設・区域の警備 米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 日本国内の輸送経路上の警備 情報の交換
	通信	日米両国の関係機関の間の通信のための周波数(衛星通信用を含む。)の確保及び器材の提供	
その他	米船舶の出入港に対する支援 自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し 米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電など 米軍施設・区域従業員の一時増員		
運用面における日米協力	警戒監視	情報の交換	
	機雷除去	日本領域及び日本の周辺の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換	
	海・空域調整	日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整	

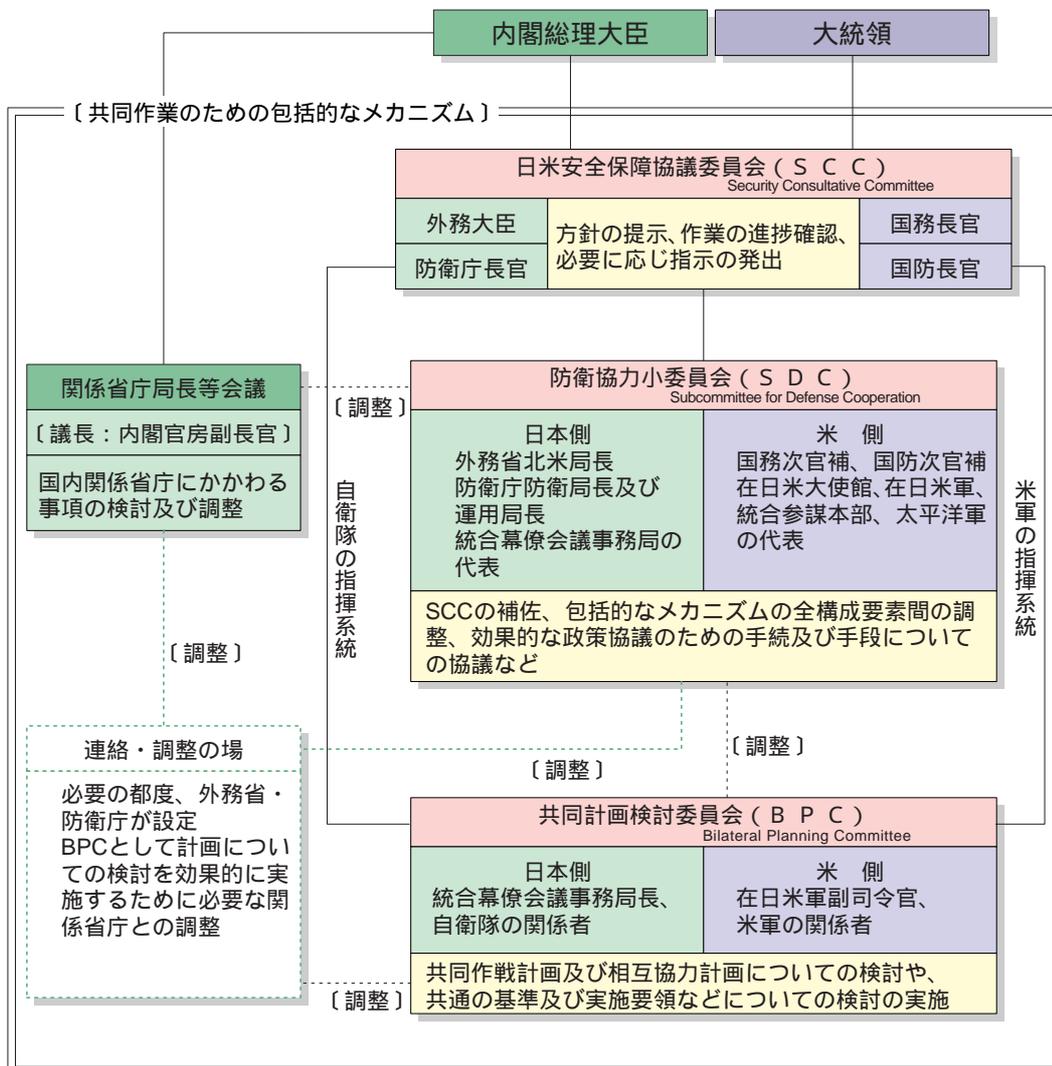
ウ 指針の下での日米共同の取組

指針の下での日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果を挙げるためには、「平素」、「わが国に対する武力攻撃」、「周辺事態」という安全保障上の種々の状況を通じ、両国が協議を行い、様々なレベルで十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが必要不可欠である。このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえて情報交換と政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のため、以下の2つのメカニズムを構築する。

(ア) 包括的なメカニズム

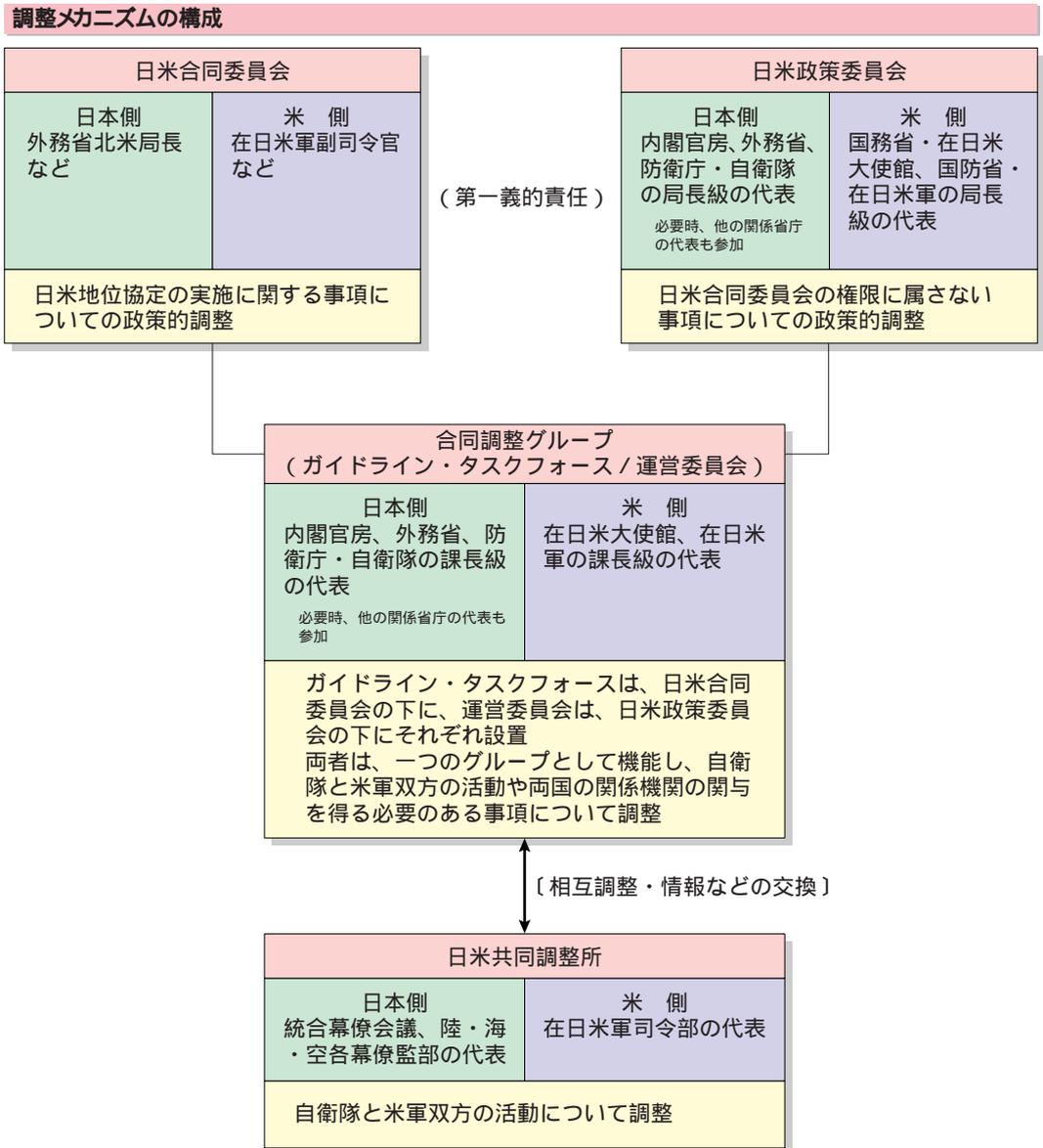
包括的なメカニズムは、平素において指針の下での日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画と相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。

包括的なメカニズムの構成



(イ) 調整メカニズム

00(同12)年に構築された調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。



(2) 指針の実効性を確保するための諸施策

ア 指針の実効性確保のための措置

政府は97(同9)年に、閣議決定を行い、指針の実効性を確保するため、法的側面を含めて政府全体として検討し、必要な措置を適切に講ずることとした。

このような検討の成果として、99(同11)年~00(同12)年にかけて、周辺事態安全確保法、日米物品役務相互提供協定を改正する協定、自衛隊法の一部を改正する法律(自衛隊法第100条の8)、船舶検査活動法が成立・承認された。

イ 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が行う措置、その実施の手続などを定めている。また、船舶検査活動法は、周辺事態に対応してわが国が行う船舶検査活動に関して、その実施の態様、手続などを定めている。

政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、必要な対応措置を行い、わが国の平和と安全の確保に努めること、対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使にあたるものであってはならないことなどの基本原則に基づき対応する。

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後方地域支援¹⁰、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動などを行う必要があると認めるときは、その措置を行うこと及び対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。また、対応措置の実施について国会の事前承認、緊急時は事後承認を得なければならない。

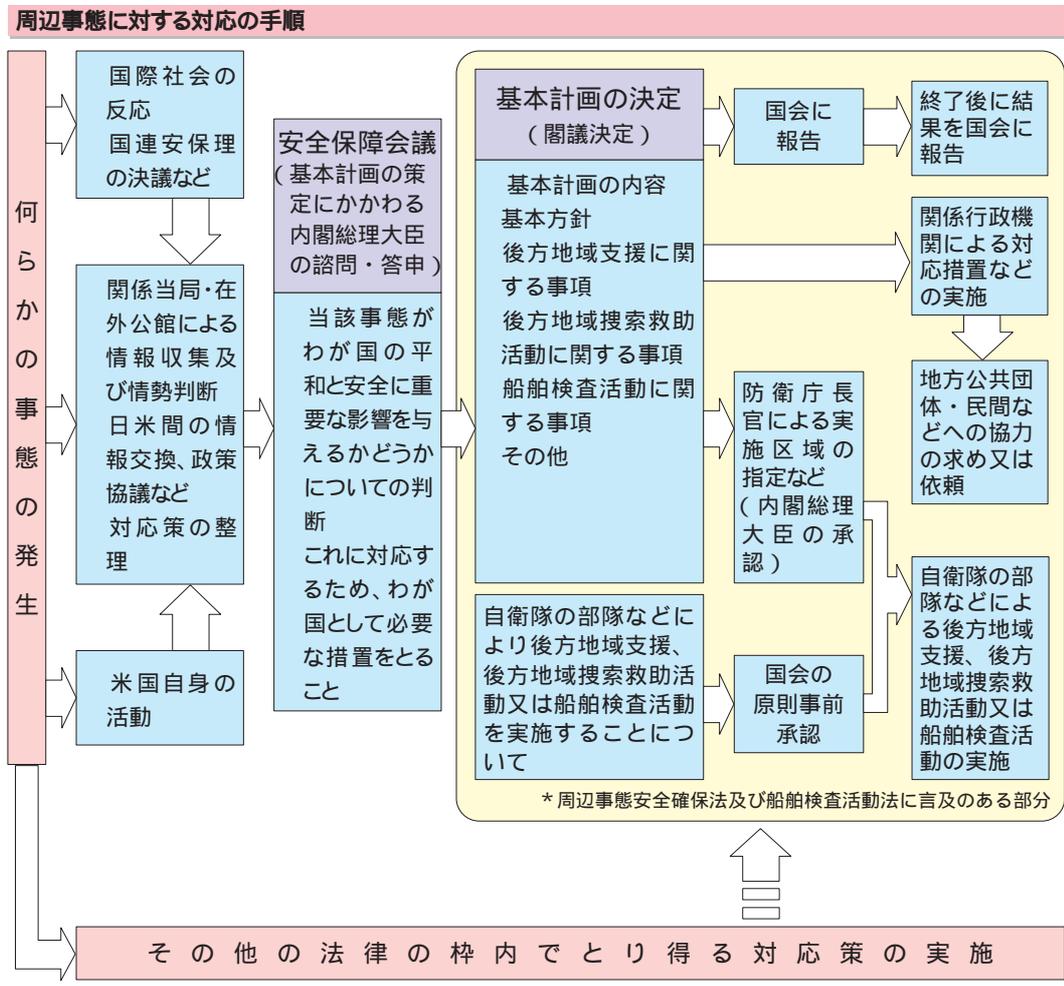
防衛庁長官は、基本計画に従い、実施要項（実施区域の指定など）を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに、自衛隊による後方地域支援、後方地域搜索救助活動及び船舶検査活動の実施を命ずる。

関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる¹¹。

内閣総理大臣は、基本計画の決定・変更、対応措置の終了に際しては、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

10) 後方地域とは、わが国の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海（領海の基線から200カイリ（約370km）までの水域である排他的経済水域を含む。）及びその上空の範囲をいう。

11) 政府は、協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。



ウ 後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対する物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置であって、後方地域においてわが国が行うものである。

自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務及び基地業務である。

12) 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国

13) 軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの

エ 後方地域搜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索や救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、後方地域においてわが国が行うものである。

戦闘参加者以外の遭難者があるときは、これを救助する。また、実施区域に隣接する外国の領海にある遭難者を認めるときは、この外国の同意を得て、その遭難者の救助を行うことができる。ただし、その海域において現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる場合に限る。

オ 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動にかかわる規制措置であってわが国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、国連安保理決議に基づいて、又は旗国¹²⁾の同意を得て、船舶（軍艦など¹³⁾を除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動及び必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動であって、わが国領海やわが国周辺の公海（排他的経済水域を含む。）においてわが国が行うものである。

船舶検査活動の実施の態様

区分	実施の態様
航行状況の監視	船舶の航行状況を監視すること
自己の存在の顕示	航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段（実弾の使用を除く。）により自己の存在を示すこと
船舶の名称などの照会	無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること
乗船しての検査、確認	船舶（軍艦などを除く。以下同じ。）の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者（船長など）に対し当該船舶の停止を求め、船長などの承諾を得て、停止した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること
航路などの変更の要請	船舶に貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長などに対しその航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請すること
船長などに対する説得	船舶の停止の求め、又は航路などの変更の要請に応じない船舶の船長などに対し、これに応じるよう説得を行うこと
接近、追尾など	船長などに対する説得を行うため必要な限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと

日米政策協議

(1) 日米間の主要な協議の場

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常的外交ルートによるもののほか、「2 + 2」会合、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）、防衛協力小委員会（SDC）など防衛・外務などの関係者によって各種のレベルで緊密に行われている。これら協議の枠組みは次表のとおりである。

安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」会合)	外務大臣 防衛庁長官	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討。	安保条約第4条などを根拠とし、昭和35年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置。
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換。	安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛庁防衛局長 及び運用局長 統幕の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議。	昭和51年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、平成8年6月28日の日米次官級協議において改組。
日米合同委員会 (原則として隔週開催)	外務省北米局長 防衛施設庁長官 など	在日米軍参謀長 在日米大使館 公使・参事官など	地位協定の実施に関して協議。	地位協定第25条

- (注) 1 平成2年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。
 2 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
 3 平成8年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会議を設置した。
 4 平成9年9月23日防衛庁運用局長が加えられた。

さらに、防衛庁としては、防衛庁長官と米国国防長官との間で日米防衛首脳会談を適宜実施しており、両国の防衛政策や防衛協力に焦点をあて協議を行っている。

また、防衛庁の実務レベルにおいても、日米安保体制の下、米国防省などとの間で随時協議を実施し、必要な情報の交換などを行っており、近年、日米の防衛協力が進んだことにより、これらの機会は一層重要になってきている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ、日米間において情報と認識を共有していくことは、日米間における一層の連携強化・緊密化につながり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものであるとして、防衛庁としても主体的に取り組んでいる。

(2) 近年の日米政策協議 (2004年以降)

昨年11月、訪米した大野防衛庁長官とラムズフェルド国防長官との間で実施された日米防衛首脳会談においては、イラク復興支援に関し、治安問題について意見交換がなされ、ラムズフェルド国防長官から自衛隊の活動を評価する旨の発言があった。在日米軍の軍事態勢見直しについては、大野防衛庁長官から、日米両国間で情勢認識、役割・任務について議論することの重要性について述べ、在日米軍の再編においては抑止力の維持と地元の負担の軽減への配慮が必要であり、特に沖縄については国内外への移転が考えられる旨を発言した。ラムズフェルド国防長官からは、基地の問題はセンシティブであり時間を要するため、両国で国際情勢認識を共有して国民の理解を得ていくことが必要との発言があった。このほか、地域情勢については、中国潜水艦の日本領海侵犯に言及し、ラムズフェルド国防長官



日米防衛首脳会談における
大野防衛庁長官とラムズフェルド国防長官 (本年6月)

から、中国が国際秩序に平和的に参画するよう促していきたいとの発言があった。

05（同17）年2月19日、米国ワシントンにおいて、大野防衛庁長官とラムズフェルド国防長官との間で日米防衛首脳会談が実施された。両長官は、北朝鮮情勢について、核兵器の保有を宣言した先般の北朝鮮外務省の声明は核不拡散体制への深刻な挑戦であり、北東アジア地域の平和と安定に対する直接の脅威であるとの認識を共有し、六者会合を通じた核問題の平和的解決を目指していくとの基本方針を確認した。ミサイル防衛については、大野防衛庁長官からミサイル防衛システムの整備に必要な法整備に向けた努力について紹介し、両長官は、実効的なシステム運営に向けて両国が情報面などの協力を深化することで同意した。また、大野防衛庁長官は、米国が日米共同技術研究を06年度から開発に移行したい旨表明していることを歓迎した。さらに、両長官は、国際的な安全保障協力については、テロとの闘いやイラク人道復興支援などの実績を踏まえ、国際的な課題に対する国際社会の取組の中で、日米が協力を深化させていくことの重要性を認識した。これに加え、大野防衛庁長官から、本来任務化の検討を含め、国際平和協力活動に積極的に参加していく旨発言したところ、ラムズフェルド国防長官からは歓迎する旨発言があった。また両長官は、在日米軍の兵力構成の見直しについては、日米間における協議を更に加速することに合意した。

また同日、大野防衛庁長官、ラムズフェルド国防長官及び町村外務大臣、ライス国務長官との間で02（同14）年12月以来、約2年ぶりに「2+2」会合が実施された。イラク人道復興支援、テロとの闘い、スマトラ島沖地震・津波被害への救援などのグローバルな課題において、日米間で緊密な協力が実施されていることを確認し、北朝鮮情勢、拉致問題、中国情勢、中台関係などの情勢を踏まえつつ、東アジアにおける安全保障環境に関する意見交換を行った。

さらに、共通の戦略目標についての日米間のこれまでの協議を踏まえて、共同発表において、日米共通の戦略目標¹⁴を確認し、今後数ヶ月の間、自衛隊と米軍との役割・任務・能力、相互運用性及び在日米軍の兵力構成見直しについて協議を行うことで双方の認識が一致した。在日米軍の安定的な駐留については、日米地位協定の運用改善及びSACO最終報告の着実な実施が重要であることを確認した。

その後、大野防衛庁長官は、本年6月、第4回IISSアジア安全保障会議（IISS：国際戦略研究所（英国）主催）出席のため訪問中のシンガポールにおいて、ラムズフェルド米国防長官と会談を行い、自衛隊と米軍の役割・任務・能力や在日米軍の兵力構成に関する今後の日米協議などについて意見交換を行った（後述）。

ラムズフェルド国防長官より、わが国が行っているイラク人道復興支援特措法に基づく活動及びテロ対策特措法に基づくインド洋における自衛隊の活動について、日本の協力は大変重要であり、米側としても感謝している旨の発言があった。

テロとの闘いについては、ラムズフェルド長官により、海上阻止活動は大変効果的であり、多くの国との協力により、抑止効果を生み出しており、テロリストの活動コストが増大しているとの発言があった。

このほか、中国の国防費に関する透明性の問題などにつき意見交換行われた。

また、閣僚レベルのみならず、日米の審議官級の実務者レベルにおいても、随時協議を実施し、より具体的・専門的な議論や意見交換を行っている。

14) 日米の共通の戦略目標については、本節3（p142）参照

日米共同訓練

自衛隊と米軍の共同訓練は、それぞれの戦術技量¹⁵の向上を図る上で有益である。さらに、日米共同訓練を通じて、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、インターオペラビリティ¹⁶を向上させておくことは、日米共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、周辺事態安全確保法などにより自衛隊に与えられた任務を行う上で、日米の連携・調整要領¹⁷を平素から訓練しておくことも重要である。このような努力は、ひいては日米安保体制の信頼性と抑止効果を維持し向上させることにもつながる。

このため、自衛隊は、米軍との間で、各種の共同訓練をこれまでも行っており、今後ともその内容の充実に努めていく方針である。たとえば、昨年11月、統幕、陸・海・空自衛隊などから約11,300名が参加して日米共同統合演習（実動演習）を行うなど、わが国に対する武力攻撃や周辺事態が発生した場合における陸・海・空自衛隊間や自衛隊・米軍間の連携・調整要領について訓練を実施した¹⁸。



日米共同訓練における隊員と米兵

15) 個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など

16) 戦術、装備、後方支援、各種作業の実施要領などに関し、共通性、両用性を持つこと

17) 互いに連絡し、協力し合って物事を処理する手順

18) 資料30 (p382) 参照

日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定¹⁹は、自衛隊と米軍との間で、いずれか一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、その物品や役務を提供できることを基本原則としている²⁰。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、共同訓練、国連平和維持活動、人道的な国際救援活動のほか、周辺事態に対応する活動、武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際してわが国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動又は国際的の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動に関する協力を適用される。

19) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の物品役務相互提供協定」

20) 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務及び弾薬（武力攻撃事態等の場合のみ）である（武器は含まれない。）

装備・技術面での交流

日米両国は、日米安保条約において、それぞれの防衛能力の維持、発展のために相互に協力するとしている。また、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」は、それぞれの政府が、他方の政府に対し、装備、資材、役務その他の援助を供与することができることを規定するなど両国間の防衛分野における相互協力のための枠組みを定めている。わが国としても、こうした相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面に関する協力を積極的に進める必要がある。

わが国は、日米技術協力体制の進展と技術水準の向上などの状況を踏まえ、83（昭和58）年、対米武器技術供与取極^{とじきめ}²¹を締結し、米国に対しては、武器輸出三原則等によらず武器技術を供与することとした。以来、携行SAM関連技術などを皮切りに、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など14件の武器技術の対米供与を決定している。

21) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文」

2.2) 科学技術者交流計画 (ESEP) とは、日米防衛当局間で一定期間自らの研究所に相手方科学技術者を受け入れて、自らの研究者との共同研究活動に従事させる計画

また、日米両国は、装備・技術問題についての意見交換の場である日米装備・技術定期協議 (S&TF) など²² で協議を行い、そこで合意された具体的なプロジェクトについて日米共同研究・改修を行っている。92 (平成4) 年以降、これまで12件の共同プロジェクトに関する政府間取極を締結して共同研究などを行っており、内7件は既にプロジェクトを終了している。また、03 (同15) 年5月に、日米の防衛当局間で実施する「科学技術者交流計画」²² (ESEP) Engineers and Scientists Exchange Program に関する政府間取極を締結し、同年8月にレーザー技術の専門家、本年3月には弾薬技術の専門家、それぞれ1名の技官を米国に派遣した。日米間での装備・技術協力は、日米両国にとって、インターオペラビリティの向上や、研究開発コストとリスクの低減などの意義があり、日米両国は今後の協力の拡大についても検討を行っている。

日米共同研究プロジェクト

項目	概要	共同研究実施のための政府間取極の締結時期	終了時期
ダクトッドロケット・エンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を2次燃焼させるための基礎技術に関する研究	1992年9月	1999年1月
先進鋼技術	潜水艦の耐圧殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年1月
戦闘車両用セラミック・エンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年10月
アイセーフ・レーザーレーダー	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーダー装置の基礎技術に関する研究	1996年9月	2001年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置及び座席安定化装置を付加するための研究	1998年3月	2003年3月
先進ハイブリッド推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術に関する研究	1998年5月	継続中
浅海域音響技術	浅海域における音波の伝搬、海底での反射などの特性の分析・解析に関する研究	1999年6月	2003年2月
弾道ミサイル防衛技術	海上配備型上層システム (現在の海上配備型ミッドコース防衛システム) のミサイルの4つの主要構成部品 (赤外線シーカ、キネティック弾頭、第2段ロケットモータ及びノーズコーン) に関する研究	1999年8月	継続中
野戦砲用高安全性発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技術に関する研究	2000年3月	2004年1月
P-3Cの後継機の搭載電子機器	海上自衛隊の次期固定翼哨戒機 (P-X) と米海軍の将来多用途海上航空機 (MMA) の搭載電子機器を対象とし、相互運用性の確保などについての研究	2002年3月	継続中
ソフトウェア無線機	無線機の主要機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線機の基礎技術に関する研究	2002年3月	継続中
先進船体材料・構造技術	先進材料及び構造技術の適用による、ステルス性及び防御性能を向上した艦艇の船体システムに関する研究	2005年4月	継続中

在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対する米国のコミットメントについての意思表示でもある。国際社会において引き続き不安定要因が存在する中、在日米軍は、様々な形でわが国とアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。わが国としては、このように在日米軍の駐留が重要であること

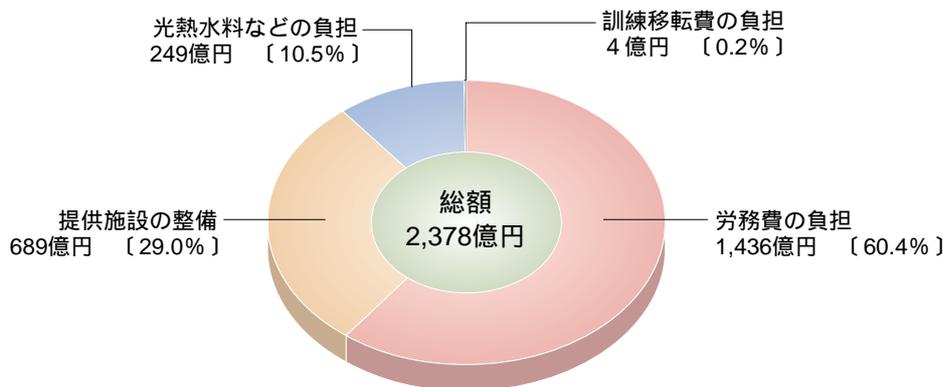
を踏まえ、駐留を円滑にするための諸施策を積極的に行うことによって、日米安保体制の信頼性の向上を図っていく必要がある。

(1) 在日米軍の駐留にかかわる経費の負担など

在日米軍駐留経費負担は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で重要である。このような観点から、わが国は財政事情などにも十分配慮しつつ、地位協定の範囲内で、あるいは特別協定²³に基づいて、できる限りの努力を払ってきた。現在、防衛庁においては、在日米軍駐留経費負担として、在日米軍が使用する施設・区域についての提供施設整備費²⁴、在日米軍従業員の労務費、在日米軍が公用のため調達する光熱水料など、日本側の要請による在日米軍の訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費の負担を行っている。なお、現行特別協定では、最近のわが国をめぐる経済・財政状況などにかんがみて、一定の節約・合理化策を導入している。また、現行特別協定が来年3月に終了することから、今後の措置について日米間で協議を行っている。

これらの在日米軍駐留経費負担のほか、政府は在日米軍施設・区域の提供に必要な経費（施設の借料など）の負担、同施設・区域の周辺地域における生活環境などの整備のための措置、在日米軍従業員の離職対策などを行っている。また、市町村に対して固定資産税の代替である基地交付金²⁵などを交付している。

在日米軍駐留経費負担の現状（平成17年度予算）



(注)〔 〕内は構成比

(2) 在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保

在日米軍施設・区域は、在日米軍の活動の拠点となるものである。その円滑かつ安定的な使用の確保は、日米安保体制を維持し信頼性を高めるため必要不可欠な要素である。

政府は、必要な在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、その民公有地については、所有者との合意の下、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法²⁶により、使用権原^{けんげん}²⁷を取得することとしている。

また、政府は、日米安保条約の目的達成と周辺地域社会の要望との調和を図るため、在日米軍施設・区域に関する諸施策²⁸を推進してきた。さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域、特に沖縄県においては、米軍人などによる事件・事故の発生が地域住民に影響を与えていることから、米軍に対して兵員の教育、綱紀肅正などその再発防止策について実効ある措置を講ずるよう求め、政府としても再発防止策に協力していくとともに、

23) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

24) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。

在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設（隊舎、家族住宅など）については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。

レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの（ショッピングセンターなど）の新規採択を控える。

25) 総務省が交付

26) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」

27) 権原とは、ある行為を正当化する法律上の原因

28) 岩国飛行場滑走路移設事業、空母艦載機の着陸訓練場の確保、SACO最終報告の実施など

29) 5章3節コラム (p333) 参照

こうした事件・事故による被害に対しては迅速かつ適切な補償が行われるよう措置している。昨年8月に沖縄県宜野湾市で発生した米軍ヘリ墜落事故に際しては、本件事故の重大性にかんがみ、事故分科委員会を開催するなどの措置²⁹⁾をとった。

3 日米の戦略的対話の現況

現在、日米間においては、在日米軍の兵力構成の見直しを含む米国との戦略的な対話に主体的に取り組んでおり、本年2月の「2+2」会合の共同発表¹⁾に盛り込まれた共通の戦略目標の下で、日米双方の安全保障政策の見直しを踏まえた日米の役割・任務、米軍の軍事態勢の見直しについての基本的考え方をはじめとする諸論点について包括的に議論を実施している。

1) 資料27 (p375) 参照

第2章

経緯

02 (平成14)年12月の「2+2」会合における共同発表において、日米両国は、日米間の安全保障に関する協議を強化することとし、当該協議においては、両国の役割・任務、兵力及び兵力構成、また在日米軍施設・区域に係る諸問題解決に向けた問題などを議論していくことを確認した。

これは、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威や多様な事態、また

軍事技術面における技術水準の飛躍的向上や各種技術の統合化の進展などの国際的な安全保障環境の変化を受け、これに有効に対処するためには、日米両国が各々の防衛・安全保障政策を見直す中で、日米間で緊密な意見交換を行っていくことが重要であるとの認識で一致したためである。

この「2+2」会合の共同発表を受け、以降本年6月現在に至るまでに、「2+2」会合、「防衛首脳会談」、また実務者協議を適宜実施しており、こうした協議を経て、日米間での戦略目標に関する認識の共通性を高め、日米の役割・任務の議論を行いつつ、個別の基地問題を含めた在日米軍の兵力構成見直しの議論を行っていくこととされた。



日米安全保障協議委員会における日米両閣僚

基本的考え方

わが国は、次のような基本的な考え方の下、在日米軍の兵力構成見直しを含む米国との戦略的な対話に主体的に取り組んでいる。

- ・ わが国としては、今日の安全保障環境のもと、新たな脅威や多様な事態、朝鮮半島や台湾海峡などの不透明・不確実な要素に適切に対応するため、先般、新防衛大綱を策定し、今後のわが国の安全保障と防衛力の在り方について決定した。
- ・ 新防衛大綱において示されているとおり、日米安全保障体制は、わが国の安全やアジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠であるのみならず、それを基調とする日米両国の協力関係は、新たな脅威や多様な事態への対応のための国際的取組を効果的に進める上で重要と認識している。
- ・ このような観点から、新防衛大綱において、わが国は安全保障全般に関する米国との戦略的対話に主体的に取り組むこととしている。

・ 一方、米国は軍の「変革」(トランスフォーメーション)の一環として、同盟国などとの緊密な連携の下、世界規模での軍事態勢見直しを進めており、日米間の協議においては、こうした日米両国の安全保障政策の整合を図りつつ、今後の日米の協力の在り方につき検討を行っている。

わが国としては、こうした日米協議を通じて、新たな脅威や伝統的な課題に対処し得る態勢を構築して、日本及び地域の安全と安定を確保するための抑止力を維持・強化するとともに、このために不可欠な在日米軍の施設・区域が安定的に使用されるよう、地元の過重な負担の軽減を図っていくべきであるという姿勢で協議に臨んでいる。

共通の戦略目標

本年2月の「2+2」会合の共同発表において、これまでの日米防衛・外務当局者での協議を踏まえ、日米両国が追求すべき共通の戦略目標が確認された。その概要は次のとおりである。

安全保障環境を確認(テロ・大量破壊兵器などの新たな脅威、アジア太平洋地域における不透明性・不確実性の継続と新たな脅威の発生など)

共通の戦略目標を、各々の努力、日米安保体制の下での協力、同盟関係を基調とする協力を通じて追求していくことを確認

共通の戦略目標の内容を確認：

地域：日本の安全の確保 / 地域の平和と安定の強化、朝鮮半島の平和的統一、北朝鮮に関連する諸問題の平和的解決、中国の責任ある建設的役割を歓迎し協力関係を発展、台湾海峡を巡る問題の平和的解決、中国の軍事分野での透明性向上、平和で安定し活力のある東南アジアを支援など

世界：国際社会での民主主義などの基本的価値推進、国際平和協力活動などにおける協力、大量破壊兵器不拡散、テロ防止・根絶など

役割・任務・能力

上記「2+2」会合の共同発表においては、日米両国が共通の戦略目標を追求する上で、多様な課題に対して実効的に対処するために、自衛隊と米軍がどのように役割・任務・能力を分担し協力していくかについて検討を継続することとされた。この検討は、日本の新防衛大綱、事態対応関連法制、改正ACSAや弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の各種の成果を考慮しながら進められることとされ、現在、日米の防衛・外務当局者間で実務的な検討を行っている。

具体的には、わが国としては、新防衛大綱において、わが国の防衛力の役割として、弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応などの新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、本格的な侵略事態への備え、国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組が挙げられており、これらを念頭に置きつつ、各種の事態に対して自衛隊と米軍との間でどのような協力を行っていくべきか検討を行っている。

在日米軍の兵力構成の見直し

在日米軍の兵力構成については、戦略目標や日米の役割・任務・能力に関する検討を踏まえつつ、日米が協力して各種事態に効果的に対処し得るよう抑止力を維持するとともに、在日米軍の駐留が国民の理解を得て安定的になされるよう地元の過重な負担を

2) 本章本節2 (P138) 参照

軽減することが重要であるとの観点から検討を行っている。

具体的には、各種事態に効果的に対処し得る機能の確保を前提として、安全保障環境の変化、技術の飛躍的な進歩による近年の戦略・戦術の大幅な変化や、新防衛大綱や各種法制整備などによるわが国の果たし得る役割の変化も考慮するとともに、沖縄など地元の過重な負担を軽減するために米軍施設・区域や部隊の移転の可能性を含めて、どのような見直しが可能か日米間の共同作業として進めている。

今後の課題

このように、在日米軍の兵力構成の見直しを含む日米の戦略的な対話については、戦略目標、自衛隊及び米軍の役割、任務、能力、個別の施設・区域に関する見直し、の3段階に分けて進めているが、本年2月の「2+2」会合の際にも明らかにしたとおり、第1段階を達成し、現在、第2段階、第3段階について集中的に協議を行っている。

今後の日米協議については、本年6月のシンガポールにおける日米防衛首脳会談²⁾において、自衛隊と米軍の役割・任務・能力などについて、できる限り早期に中間報告をとりまとめるとともに、在日米軍の兵力構成見直しについてもできるだけ早く意見の一致を見たいということで、大野防衛庁長官及びラムズフェルド国防長官との間で認識が一致している。

また、同会談において、大野長官から、在日米軍の兵力構成見直しについては、地元の理解と協力を得るために時間がかかる旨を指摘するとともに、具体的なスケジュールについては、今後の協議の進展を見守っていく必要がある旨の発言がなされた。

本件については、在日米軍施設・区域が所在する地域の住民の方々の生活に直接影響する問題でもあり、しかるべきタイミングで関係地域社会に対しても適宜状況の説明を行い、意見聴取を実施し、国民の理解が得られるよう説明責任を果たしていく必要があると考えている。